

第16回 トラック輸送における取引環境・労働時間改善群馬県

地方協議会 議事概要

1. 日時

令和7年3月14日（金）13：30～15：00

2. 場所

群馬県交通運輸会館 2階 第2研修室

3. 出席者

出席者名簿参照

4. 開会・あいさつ

事務局より協議会開会及び委員による挨拶

【上野委員（群馬労働局 局長）】

皆さんお疲れ様です。群馬労働局長の上野と申します。協議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様におかれましては、年度末のお忙しいところ、当協議会へのご出席本当にありがとうございます。また、日頃より労働行政の円滑な推進にご支援とご協力を賜り厚く御礼を申し上げたいと思います。さて、群馬県内の情勢を見ますと、令和7年、直近の1月の数字では有効求人倍率が1.32倍という数字でございますが、最近はこのような数字を推移しており、持ち直しの動きが見られると聞いているところでございます。物価上昇等が大いに与える影響について、十分に注意していく必要があるということが評価としているところでございます。そのような中で、人手不足による運輸業につきましては、前橋・高崎のハローワークにおいて人材確保対策コーナーを設置して人手不足解消に繋がるような取り組みを行っているところでございます。また、昨年4月から適用開始となった自動車運転者への時間外労働の上限規制の適用につきまして、企業が円滑に導入できるように労働局及び労働基準監督署が改善基準の告示の周知とあわせて説明会を開催しております。またこの問題につきましては、運輸の事業主だけで達成できるものではないということから、労働局で編成する荷主対策特別チームや労働基準監督署で編成する相談・支援班を通じ発着荷主企業に対し荷待ち解消への要請を開始しているところでございます。このほか、運輸業においては働き方改革推進のための各助成金制度を用意しているところです。この会議は、トラック事業者、荷主、また行政等の関係者が一体となってトラック運送業における取引環境の改善及び長時間労働の抑制を実現するための会議であると承知しております。群馬労働局といたしましても関係機関と連携を図りつつ、また委員の皆様と共にトラック運送事業の長時間労働の抑制に向けた環境整備に取り組んで参りますので、引き続きご支援ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【栗田委員代理（関東運輸局 自動車交通部次長）】

ただいまご紹介にあずかりました、関東運輸局自動車交通部の栗田と申します。本日は、委員であります関東運輸局長の代理として出席させていただいております。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、本協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。皆様には

日頃より、国土交通行政の各般にわたりまして、ご理解・ご協力をいただいておりますこと、この場をお借りしまして御礼を申し上げます。さて、ご承知のとおり、昨年4月からドライバーの対する時間外労働の上限規制などが適用されたところであります。一昨年6月には、物流革新に向けた政策パッケージを策定しまして、問題の解決に向けて、商慣行の見直し、物流の効率化、荷主・消費者の行動変容が必要であるとして、具体的な政策を掲げ関係省庁一丸となって様々な取り組みを進めているところであります。中でも、適正な運賃収受、荷待ち・荷役時間の削減、積載率の向上がトラック事業者のみならず、発荷主・着荷主も含めた関係者全体で協力して進めていくことが必要だと感じているところです。2024年問題の課題を解決するためには、トラック事業者のみならず荷主企業をはじめとしたサプライチェーン全体での課題解決に取り組まなければならない問題でありますので、関東運輸局といたしましても持続可能な物流の実現の為、トラック物流Gメン業務をはじめまして、様々な取り組みに関係機関とも連携し着実に取り組んで参りたいと思います。本協議会につきましても、荷主、トラック事業者、労働組合、そして行政といった幅広い関係者が集まってご議論いただく大変貴重な場でございます。委員の皆様も様々な立場から幅広い知見をいただければと思います。ぜひとも、忌憚のないご意見を賜りますことをお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い致します。

○事務局より議事進行について諏訪委員が行う旨説明があり、各委員了承

5. 議事

【諏訪委員（群馬運輸支局 支局長）】

それでは進行を預からさせていただきます群馬運輸支局長の諏訪でございます。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中本協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。不慣れな点多々あるかと思いますが、円滑な議事の進行に努めて参りますので、ご協力をお願いいたします。まず、本日の議事の進め方につきましては、議題1として「群馬県地方協議会における取組の結果等について」にて事務局からの各種取組のご報告をさせていただきます。次に、議題2として「今後の群馬県地方協議会における取組について」にて来年度以降の本協議会に向けた実施方針を事務局よりご報告させていただきます。その後、各議題の内容を踏まえて意見交換いただき、群馬県内における課題の整理や改善策の活用について検討したいと考えております。続きまして、議題3にあります「その他」についてですが、事務局及び委員の皆様より、本協議会に関する意見等ございましたら発言いただければと思います。それでは、議事に入ります。まず、議題1「群馬県地方協議会における取組の結果等について」について、事務局から報告をお願いします。

《議題1 群馬県地方協議会における取組の結果等について》

○事務局より資料1「関東運輸局及び群馬運輸支局の取組について」に基づき説明

○事務局より資料2「群馬労働局の取組について」に基づき説明

○事務局より資料3「群馬県トラック協会の取組について」に基づき説明

【諏訪委員（群馬運輸支局 支局長）】

ありがとうございました。ただいまご報告いただきました内容につきまして、何か質問等はございますか。

【永戸委員（株式会社SUBARU モノづくり本部 物流統括部 部長）】

SUBARUの永戸と申します。トラックドライバーの荷待ちの長さの計り方についてですが、我々ですと、貨物を到着させていただく時間に間に合わせる為にドライバーが時間を先読みして早く着いてしまったり、それが故に荷待ちになってしまうということが多く見受けられるので、我々としても時間通りになると思うのですが、交通事情などドライバーさん側の問題だけではないところもあるかと思います。この荷待ち時間の長さはどのような使い方をできるのか、ガイドラインなどがあるのかをお聞きしたいと思います。

【事務局】

ご質問ありがとうございます。ドライバーの荷待ちに関していうと、指標としてまず荷主様側で時間を指定されている場合と時間を指定されない場合があると思います。時間を指定されている場合に、先ほどおっしゃられたように混むかもしれないということで早く着いてしまう、時間を指定された荷主様の元に早着した場合というのは、基本は運送会社様側の都合による早着ということで荷待ちにカウントはしません。ただ、指定時間から積み込みや卸しが遅れてしまえば、その分は荷待ち時間ということになります。ただ一方で、何も時間指定がない場合には、到着した段階での時間の読みはできませんので、その場合にはトラックが到着したときから荷待ち時間として捉えさせていただきます。もう一例として、一つの工場の中で複数の積み地・卸し地があるような広大な敷地の中を何棟か回るといった場合、個別の集計ができるのであればその個別集計をやっていただくことによって、それぞれの細かい荷待ちとしてみることは可能です。ただ一方で、コスト面での負荷や負担もあるのでそれができないということだと、工場の敷地の出入庫だけの全体の時間を荷待ちとして捉えるというような考え方もあります。

【永戸委員（株式会社SUBARU モノづくり本部 物流統括部 部長）】

ありがとうございます。非常によくわかりました。我々としても工夫していく部分はたくさんあるのですが、その辺の皆さんが受け取られている荷待ち時間と我々が考えている荷待ち時間にギャップがあるとズレが生じてしまって改善していかないため、この取り組み自体をどれだけのばしていくのかということを我々としては考えていかないといけないと思い質問させていただきました。ありがとうございました。

【諏訪委員（群馬運輸支局 支局長）】

ありがとうございました。そのほかに質問はございますか。

【小宮委員（群馬県交通運輸産業労働組合協議会）】

交運労協の小宮と申します。資料1の15ページについてですが、標準的な運賃の届出状況について、関東は全国平均からは低い数値となっており、関東管内の最新の数値も見させていただ

きましたが、群馬についても関東管内からみても最下位ということになっております。これまでの行政の方々の努力については敬意を表するところではありますが、この結果を受けて今後の取り組み方について、どのように考えているのかお聞かせいただければ幸いです。

【事務局】

ご指摘の通り届け出率に関しては伸び悩んでいる部分がございます。ただ、数年前からわずかながら届け出率は上昇しているところではありますが、若干伸び悩んでいる部分もございます。現時点でも適正化実施機関を通じて届出に関しては広報等を行い、取り組んでいるところでございます。また議題2でも説明をさせていただきますが、今後の協議会におきまして、令和7年度にコンサルティング企業を活用し、県内事業者の運賃収受の状況、またそのほか荷待ち時間の状況等について基礎データを収集しまして、まず現状の把握を正確に努めることと、それに基づいて取り組みを進め効果を測定していくことと考えております。現時点では、そのような方向で考えているところでございます。

【小宮委員（群馬県交通運輸産業労働組合協議会）】

ご回答ありがとうございます。やはり標準的な運賃の届出状況を改善していくということは、労働組合の立場からすると、労働者の労働条件にも影響をしていく内容であると思っておりますので、引き続き届出状況の引き上げをお願いできればと思います。

【諏訪委員（群馬運輸支局 支局長）】

そのほかにご意見等ございますか。

【諏訪委員（群馬運輸支局 支局長）】

お時間の都合もありますので、次の議題に入らせていただきます。議題2「今後の群馬県地方協議会における取組について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

【事務局】

先ほどの取組説明の中でも話がありましたが、改正物流法や時間外労働上限規制が適用され、これまでその対策として物流事業者及び荷主に対し周知活動等を行ってきましたが、適用後も物流の効率化を更に加速させるためにも、状況の確認及び分析を定点的に把握していくとともに、確認結果を基に効果的な周知活動に繋げていくこととしたいと考えております。

事務局としては来年度についてはコンサルティング企業を活用し、県内事業者の運賃収受の状況、荷待ち時間等の基礎データの収集を行いたいと考えております。具体的な調査内容等につきましては、事務局に一任いただきまして早急に内容を検討させていただきたいと存じます。

また、取組の方向性が大きく変更するような事がありましたら、委員の皆様へご報告をさせていただきます。

【諏訪委員（群馬運輸支局 支局長）】

事務局より議題2について説明をさせていただきました。これまでの議事について、委員の方

よりこの中で何かご意見等はございますか。

【永戸委員（株式会社SUBARU モノづくり本部 物流統括部 部長）】

SUBARUの物流に対する取り組みといたしまして、トラックドライバーの自主荷役というのを廃止させていただきまして、できる限りトラックドライバーの方は運転をするだけという環境をつくっていききたいなと思っております。先ほどの荷待ち時間や、長時間の拘束時間、低賃金などの問題は、結局効率よく働けていない状況と我々は思っております。できる限りドライバーさんには来ていただいて、事務作業や配送以外の業務については、SUBARU側できちんと対応していくということを考えています。具体的にいうと、トラックからの荷物の積み卸しについて、我々は積み合わせでいくことはほとんどないので、我々の手で荷物をきちんとトラックから降ろして、指定する場所まで我々が運ぶということを、試験的ではありますが、ある工場から順次始めていくというような状況です。ドライバーさんが自主荷役をしなくなると、フォークリフトの免許がないといけないことや、フォークリフトの作業に慣れていないといけないこと、SUBARUのどこの場所に荷物を格納しないといけないといったことを理解しなくても済むようになります。そうすると、パートの女性ドライバーや外国人のドライバーの方が参入できるようになり、活性化され、ドライバー不足に繋がらないのではないかと考えており、そういったものを環境として提供できるような試みをしています。ただ、作業がなくなったからといって運賃を下げていくというようなことをしないようにしています。工場などでドライバーさんへ声かけをした際に、どうして今までやってくれなかったんだ、と非常に好評いただいているのでこういった活動を続けていきたいなと思っております。そういった活動に賛同いただける方がいると我々としても後押しになるなと思いますので、よろしくお願いします。

【諏訪委員（群馬運輸支局 支局長）】

貴重なご意見ありがとうございます。SUBARUの企業としての取組としてご発言いただきました。こういった取り組みが荷主の方に広がってもらえればと思います。

大変申し訳ございませんが、お時間の関係もありますので、議題3に入らせていただきます。議題3その他についてですが、事務局及び委員の皆様より、本協議会に関する意見等ございましたら発言願います。

【栗田委員代理（関東運輸局 自動車交通部次長）】

本日はお忙しい中本協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。荷主企業さんとして、永戸さんからいろいろ苦しい部分までご答弁いただいてありがとうございます。SUBARUで取り組んでいただいているトラックドライバーの自主荷役について、まさに我々が目指しているところであります。運転者にまずは運転に集中していただくことで荷待ち、荷役時間を削減していく、また、荷役が生じる場合は、しっかりとした対価をいただくといった中で、いろいろな施策を行っているところです。我々が実際の事業者さんへ立ち入り、労働時間の関係で確認をするということになるとやはり行政処分ということになり、板挟みの部分はあるんですけれども、ただそんな中でしっかりやっていただくことで、まずは4月からの法改正について、国土交通省といたしましても先月と20日には説明会、2月の26、28日には農林水産省、経済産業

省、国土交通省三省の共催での荷主業界及び荷主向け説明会、また今週月曜日にも関東運輸局としまして関係機関との共催の中で、トラック事業者、倉庫業者、そして荷主企業向けに説明会を実施したところです。引き続き、まずは法改正に向けて周知浸透を目指して取り組んでいきたいと思っておりますので、皆様ご協力のほどよろしくお願いいたします。

【諏訪委員（群馬運輸支局 支局長）】

ありがとうございました。本日はいろいろなご意見をいただきました。事務局からもお話があったように今後も事務局を入れて取り組んでいきたいと思っておりますので、引き続きご協力をいただきたいと思います。本日は長時間にわたりまして熱心な御議論をいただき誠にありがとうございました。本日のご意見を踏まえて上局へ報告させていただきます。それでは、進行を事務局にお返しします。

【事務局】

本日は、お忙しいところ委員の皆様方にお集まりいただき、また活発なご議論いただき誠にありがとうございました。

それでは、協議会の閉会に当たりまして、群馬県トラック協会 武井会長よりご挨拶申し上げます。

【武井委員（群馬県トラック協会会長）】

群馬県トラック協会の武井でございます。皆様方には本協議会の開催にあたりまして、多大なご支援ご協力をいただきましてこの場をお借りして御礼を申し上げます。さて、トラック運送事業につきましては、2024年問題に直面し一年を経過しようとしておりますが、適正な運賃・料金の収受や、荷待ち時間の削減等につきましては、まだまだ道半ばであると感じております。引き続き、荷主のご理解とご協力を得ることが不可欠であると思っております。本日は、当協議会のこれまでの取組結果について各構成員の皆様方からご報告をいただき、一定の成果が得られたと確信しております。また今後の取り組みについては、事務局が提案した現状の運送事業者の運賃収受等の実態を把握し分析することも有効と存じます。今後も長時間労働の抑制、生産性の向上に繋がるよう、関係行政機関、荷主企業、トラック運送事業者等が一体となって環境整備を図っていく必要があると考えております。当協会といたしましても、トラック運送業界が国民生活に欠くことの出来ない役割を担っております。会員事業者もエッセンシャルワーカーとしての誇りと使命感を持って安全第一を実践し、安全運転や安全輸送を遂行しなければならない、これは我々の社会的使命でもあります。これを果たしていくためにも会員事業者に向けて改善事例等の共有を図りながらできる限り取り組みを行っていききたいと考えております。改めて本日はお集まりいただきありがとうございます。皆様の益々のご発展と今後のご協力を賜りますようお願いを申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

これもちまして、協議会を閉会させていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

以上